様式第１－２号（別紙）

**大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書（別紙）**

関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

**・本申請書（別紙）の記載事項に相違ありません。**

**夫氏名　　　　　　　　　　　　　　妻氏名**

注）太枠の中をご記入ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 婚姻種別 | 法律婚　・　事実婚 | ※左記のいずれかに○を付けること。 |
|  | （ふりがな）氏　　　　名 | 生年月日 | 出生等の別 |
|  　特定不妊治療助成を受けた後に 出産した子等の氏名等 | 第一子氏　名 | （　　　　　　　　　　）　　　　　　　　　　　　 | 昭和平成令和　 　　年　　月　　日生 | 出生□不妊治療によるもの（ 特定 ・ 一般 ）□自然妊娠によるもの）（ 同居 ・ 別居 ）死産 |
| 第二子氏　名 | （　　　　　　　　　　） | 昭和平成令和　 　　年　　月　　日生 | 出生□不妊治療によるもの（ 特定 ・ 一般 ）□自然妊娠によるもの）（ 同居 ・ 別居 ）死産 |
| 第三子氏　名 | （　　　　　　　　　　） | 昭和平成令和　 　　年　　月　　日生 | 出生□不妊治療によるもの（ 特定 ・ 一般 ）□自然妊娠によるもの）（ 同居 ・ 別居 ）死産 |
| １．上記には特定不妊治療を受けた後に出生した子及び妊娠１２週以降に死産に至った子について記載すること。（死産の場合、子の氏名は記載省略可）２．「出生等の別」欄には「出生・死産」の別に○を付け、「出生」の場合は「不妊治療によるもの」又は「自然妊娠によるもの」のいずれかに☑を付け、(特定・一般)又は（同居・別居）の別のいずれかに○を付けること。 |

 (添付書類) 事実婚の場合（①重婚でないことを確認できる書類　②世帯の状況が確認できる書類　③事実婚関係に関する申立書）、助成回数のリセットを希望する場合（④出生児の生年月日等が確認できる書類　⑤死産児の死産の事実が確認できる書類）、⑥その他知事が必要と認める書類）

申請書記載にあたっての留意事項

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引をご覧のうえ、記入してください。

〇　婚姻種別について

* この申請による助成については、法律上の婚姻関係を要件とはしませんが、婚姻種別により提出書類等が異なるため、その種別について記載して頂きます。
* 事実婚の場合の「①重婚でないことを確認できる書類」とは「夫婦の戸籍謄本」等となります。
* 「②世帯の状況が確認できる書類」とは「夫婦の住民票（世帯全員）」等となりますが、「別世帯である場合」は、「③事実婚関係に関する申立書」にその理由の記載が必要となります。
* 「③事実婚関係に関する申立書」に出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。

〇　特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等について

* 特定不妊治療助成を受けた後に出産した場合、その後に子を得るための治療を行った際に、妻の年齢による助成回数の上限がリセットされますが、出生又は死産（妊娠12週以降に死産した児に限る）により提出書類等が異なるため、その別を記載して頂きます。
* 出生の場合の「④出生児の生年月日等が確認できる書類」とは、「出生児の住民票（世帯全員）」及び「出生児の戸籍謄本」等となります。
* 死産の場合の「⑤死産児の死産の事実が確認できる書類」とは、「死産届の写し」「母子健康手帳の「出産の状況」ページの写し」「死産証書（死胎検案書）の写し」等となります。

〇　添付書類は原則、一緒に提出してください。

* 申請書や過去の申請書（別紙）に添付した住民票・戸籍等で「事実婚」や「特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等の氏名等」の内容が確認できる場合は、その添付書類の省略が可能です。

〇　申請書（別紙）に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求めることがあります。

本申請（別紙）で取得した個人情報については、助成に関する事項以外には使用しません。